

規則に明文化する行為の概要

◆ 契約前なのに強引に代金を請求する等の行為

契約締結前にその債務内容の一部又は全部を実施し、又は契約締結を目指した事業活動を実施してその対価等を求めることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為について、不当な取引方法に該当するものとして、規則に明文化（規則別表4（12）の2）



◆ 事業者は責任を負わないとする内容の契約を締結させる行為

事業者の債務不履行等についての損害賠償責任の有無を決定する権限や、その限度を決定する権限を事業者に与える内容の契約を締結させる行為について、不当な取引方法に該当するものとして、規則に明文化（規則別表5（9））



◆ 消費者はどんな理由でもキャンセルできないとする内容の契約を締結させる行為

消費者による契約の解除等の権利を放棄させ、又はその権利の有無を決定する権限を事業者に与える内容の契約を締結させる行為について、不当な取引方法に該当するものとして、規則に明文化（規則別表5（11））



◆ 成年後見制度を利用すると契約が解除されてしまうとする内容の契約を締結させる行為

消費者が後見開始等の審判を受けたことのみを理由とした契約の解除等をする権利を事業者に与える内容の契約を締結させる行為について、不当な取引方法に該当するものとして、規則に明文化（規則別表5（11）の2）

